

2020年8月5日

広島修道大学

「広島修道大学における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」

新型コロナウイルス感染予防と拡大防止のため2020年度前期授業については、原則として非対面型授業で実施しています。現在、全国的な緊急事態宣言は解除され、広島県の「新型コロナウイルスの感染拡大防止のための広島県対処方針」は6月1日にレベル1となっています。広島県による大学への休業要請も解除されたことを受けて、本学の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島修道大学活動指針」も7月10日からレベル1に引き下げました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は現在のところ効果的な予防・治療薬がなく、また、各地域においても感染拡大の傾向が見られます。このような状況の中、学生、教職員の健康と安全を守るため感染防止に配慮しながら、教育研究を継続するために、2020年度後期開始に向け「広島修道大学における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を策定しました。

標記ガイドラインへのご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

1. 基本事項

(1) 大学構内はマスクを着用してください。

※ 熱中症などの健康被害が発生する恐れが考えられる場合は、屋外で互いに十分な距離（少なくとも2m以上）を保ったうえ、マスクを外すことが可能です。

(2) 通勤・通学で公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用のうえ、会話は控えてください。

(3) 毎朝の検温を習慣づけ、「体調管理表」・「行動管理表」に記録のうえ、入構の際には同表を携行するようにしてください。

※ 「体調管理表」・「行動管理表」は下記リンク先ページからダウンロードして使用してください。

<https://www.shudo-u.ac.jp/news/20201204taicho.html>

(4) 下記に該当する場合は、大学への入構を禁止とします。下記連絡先へ連絡してください。

①海外から帰国後14日間

②罹患した場合（新型コロナウイルス感染症と診断された場合）

- ③濃厚接触者となった場合、接触した日から 14 日間
- ④罹患が疑われる場合（風邪や発熱、呼吸器症状、嗅覚・味覚障害がある場合）
＜連絡先＞ 学生：学生センター（082-830-1117）
教職員：人事課（082-830-1105）
- (5) 「新しい生活様式」の積極的な実践と自身の健康管理に留意し、「3密」を回避してください。
- (6) 流水とハンドソープを用いた正しい手洗いに努め、手洗いができない場合は手指消毒を行ってください。
※ 各自でハンカチを持参してください。お手拭きや拭き布等を持参することも推奨します。
- (7) エレベーターの利用は、体の不自由な方や妊娠している方等の利用を優先のうえ、利用の際は密にならないようにしてください。

2. 授業運営

- (1) 授業中は必ずマスクを着用してください。
※ マスクが汚染し予備持参がない場合は、教学センターに相談してください。
- (2) 教員については、必要に応じてフェイスシールドを使用してください。
- (3) 教室では、密集を避けるため一定の距離を保って着席するよう、着席不可とする席を設けています。また、あらかじめ座席が指定されている場合は、それに従って着席してください。
- (4) 授業の前後で、手洗い又は手指消毒を励行してください。
- (5) 教室は可能な限り常時換気に努め、冷暖房時期でも積極的に 2 方向の窓（入口）の開放による自然換気を行ってください。（30 分に 1 回以上、数分程度）

3. 施設・設備等の利用

- (1) 各施設・部局等においては、必要に応じて入館・入室制限を行います。
- (2) 各施設、部局等の待機列は、人と人との間隔を空けるようにしてください。
- (3) 図書館、ラーニング・コモンズ、修大フォーラム等施設内における座席は、対面着席及び隣席への着席とならないよう椅子を削減する等により座席の間隔を空けるようにしてください。
- (4) 図書館など、各施設で感染拡大予防のための利用ガイドライン等が設けられている場合には、本ガイドラインのほか、各ガイドラインに従ってそれぞれの施設を利用してください。
- (5) 複数人で共用する実験や実技の器具は、利用者において使用前に適宜消毒を行ってください。
- (6) 更衣室・シャワー室では、一度に入室する利用者の数を制限します。

4. 食堂・購買等の利用

- (1) 混雑時は入場制限を実施します。
- (2) 入口に消毒液を配置しています。入店時には各自で手洗い又は手指消毒を行ってください。
- (3) レジ等に並ぶ場合は、人と人との間隔を空けるようにしてください。
- (4) 座席は、対面着席及び隣席への着席とならないよう間隔を空けるようにします。
- (5) 利用中は会話を控えるとともに、食事等が終了次第速やかに退店し、滞留時間を短くするよう努めてください。
- (6) 従業員や出入り業者においても発熱や感冒症状がないことを確認する等、衛生面や健康面の管理を徹底します。
- (7) 昼食時の混雑緩和措置として、弁当販売の拡充と、昼食場所として教室利用を許可します。なお、混雑緩和のため昼食の持参を推奨します。

※ 教室においても、昼食利用の際は対面着席及び隣席への着席とならないよう間隔を空け、会話を控えてください。

5. 大学として実施する対策

本学では、感染症拡大予防のために以下の対策を講じています。

- (1) 主要講義室の入口等へ消毒液等を配置しています。
- (2) トイレにはハンドソープを配置しています。また、ハンドドライヤーは使用を停止しています。
- (3) 事務室、施設等において、入退構（室）時刻等の記録を行っています。
- (4) 除菌・抗菌効果が確認されている薬品類を使用して、講義室等（机、ドアノブ等）の定期的な清掃・消毒を行っています。
- (5) 窓口等の人と人との対面が想定される場所には、アクリル板や透明ビニールカーテン等を取り付け、飛沫感染防止の対策をとっています。
- (6) 非接触体温計を窓口等に配備し、必要に応じて検温できる体制をとっています。
- (7) 窓や出入り口の開放など、建物内の換気を確保しています。
- (8) 通学時の横川－大学間のバス便については、乗車人数が過密にならないよう、バス会社と継続的に協議を行い、運行本数確保に努め、必要に応じて、臨時便の増発を行います。

6. 本学学生・教職員に感染者が発生した際の公表に関して

本学学生・教職員に感染者が発生した際、濃厚接触者の疑いがある関係者の特定ができない場合など、感染拡大防止の観点から広く注意喚起する必要がある場合には、感染者の人権並びに個人情報保護に十分な配慮をした上で、公表いたします。それ以外の場合には、感染者の人権並びに個人情報保護を重視して、公表はおこないません。

7. その他

- (1) 日常においても「新しい生活様式」を実践し、手洗い、マスク着用等の咳エチケットおよび「3密」を発生させないよう、「3密」が発生しやすい場や活動などに参加しないよう注意してください。
- (2) 居住地域を越えての不要不急の移動の自粛をお願いします。
- (3) 本ガイドラインは今後、変更する場合があります。

以 上